

## 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正に伴う、核燃料物質の使用等に関する規則等の一部改正について

平成29年10月12日  
研究炉等審査部門

### 1. 概要

原子力利用における安全対策の強化のため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が、平成29年4月14日に公布されました。

これを受けて、改正法第2条関係の関係規定の整備のため、原子炉等規制法施行令及び核燃料物質の使用等に関する規則(以下「使用規則」という。)の一部を改正することとなりましたので、改正案の概要をお知らせします。

### 2. 政令及び規則改正案の概要

#### (1)原子炉等規制法施行令の一部改正について

①改正法では、使用者は、政令で定める核燃料物質の使用を開始しようとするときは、廃止措置実施方針(施設の解体その他事業等の廃止に伴う措置を実施するための方針)の作成・公表を行わなければならないとする規定が新設されました。

これに伴い、廃止措置実施方針の作成・公表に係る義務を課す使用者の範囲について、原子炉等規制法施行令第41条に規定する核燃料物質を使用する使用者(以下「令第41条該当者」という。)とする規定を整備します。(第41条関係)

#### (2)使用規則の一部改正について

①廃止措置実施方針の作成・公表に関する規定を整備します。 【対象:令第41条該当者】

- 廃止措置実施方針に定める記載事項(第6条の2関係)
- 廃止措置実施方針のインターネットの利用による公表(第6条の2の2関係)
- 廃止措置実施方針の定期的な見直し(第6条の2の3関係)

②廃止措置実施方針制度の導入に伴い、廃止措置計画の記載事項及び添付書類についても見直しを行います。(第6条の3関係) 【対象:全使用者】

- 廃止措置計画に定める記載事項の追加(廃止措置の対象となる使用施設等及びその敷地、廃止措置の工程等)
- 廃止措置計画に添付する書類の追加
  - ◇ 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書(評価に際して前提となるこれまでの核燃料物質の取扱いや保管の状況を踏まえた汚染分布の予測、放射線測定器の種類や測定ポイントの図等を記載)、廃止措置の実施体制に関する説明書(廃止措置を適確に遂行するために必要な体制が適切に構築されていることを説明)等

【対象:全使用者】

- ◇ 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書、品質保証計画に関する説明書等

【対象:令第41条該当者】

③核燃料物質使用者の合併・分割の認可に係る申請書の様式を整備し、「合併又は分割の方法及び条件」の項目において、平和利用の確保及び技術的能力の保持について記載することを明示します。(第2条の10の2及び様式第1関係) 【対象:全使用者】

④その他、他事業に関する規則との用語の統一等に伴う技術的改正を行います。なお、改正法(第2条関係)の施行に伴う条項番号の整理のための改正を別途行います。

(3) 廃止措置実施方針の作成等に関するガイド(案)について

①廃止措置実施方針に記載する内容、作成及び変更の時期及び公表の方法等に関し、基本的な考え方を示しました。 【対象: 令第41条該当者】

上記の改正案の詳細については、原子力規制委員会資料(第43回会合)を御参照ください。

(<https://www.nsr.go.jp/data/000205953.pdf>)

3. 今後の予定等

上記の2. (1)、(2)及び(3)の内容については、10月12日(木)～11月10日(金)までの期間、パブリックコメント(意見公募)が行われています。詳しくは、電子政府の総合窓口(e-Gov)パブリックコメントウェブページを御参照ください。

(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198291009>)

規則及びガイドの決定 平成29年11月下旬(予定)

規則の公布 平成29年12月下旬(予定)

規則の施行 2(1)③関係: 平成29年12月下旬(公布と同日)

その他関係: 改正法の公布の日(平成29年4月14日)から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

以上